

第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画

大 牟 田 市

はじめに

人権は、一人ひとりが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための基本的権利として日本国憲法により保障されており、国内外において人権尊重社会の実現に向けた様々な取組が行われています。



本市においては、2003(平成 15)年 3 月に人権教育・啓発の基本指針として「大牟田市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。さらに 2006 (平成 18) 年 3 月には、個別の人権問題の解決を図るための取り組みの基本的方向を明らかにするため、この基本計画の「追補」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重される大牟田市の実現をめざした取組を推進してきました。

しかしながら、いまだに女性、子ども、障害者、高齢者、同和問題などのさまざまな人権問題が存在し、近年はインターネットを悪用した差別や人権侵害が発生するなど、社会経済状況等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

こうした中、今後さらに効果的な施策の推進を図るため、2013 (平成 25) 年度に実施した市民人権問題意識調査の結果等を踏まえながら計画の見直しを行い、このたび「第 2 次大牟田市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

これからも、この第 2 次基本計画に基づき、市民、企業、関係団体の皆様とともに、一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない明るい地域社会が実現できるよう取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会の委員の皆様をはじめ関係各位、並びに人権問題意識調査にご協力いただいた市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

2015 (平成 27) 年 3 月

大牟田市長 古賀 道雄